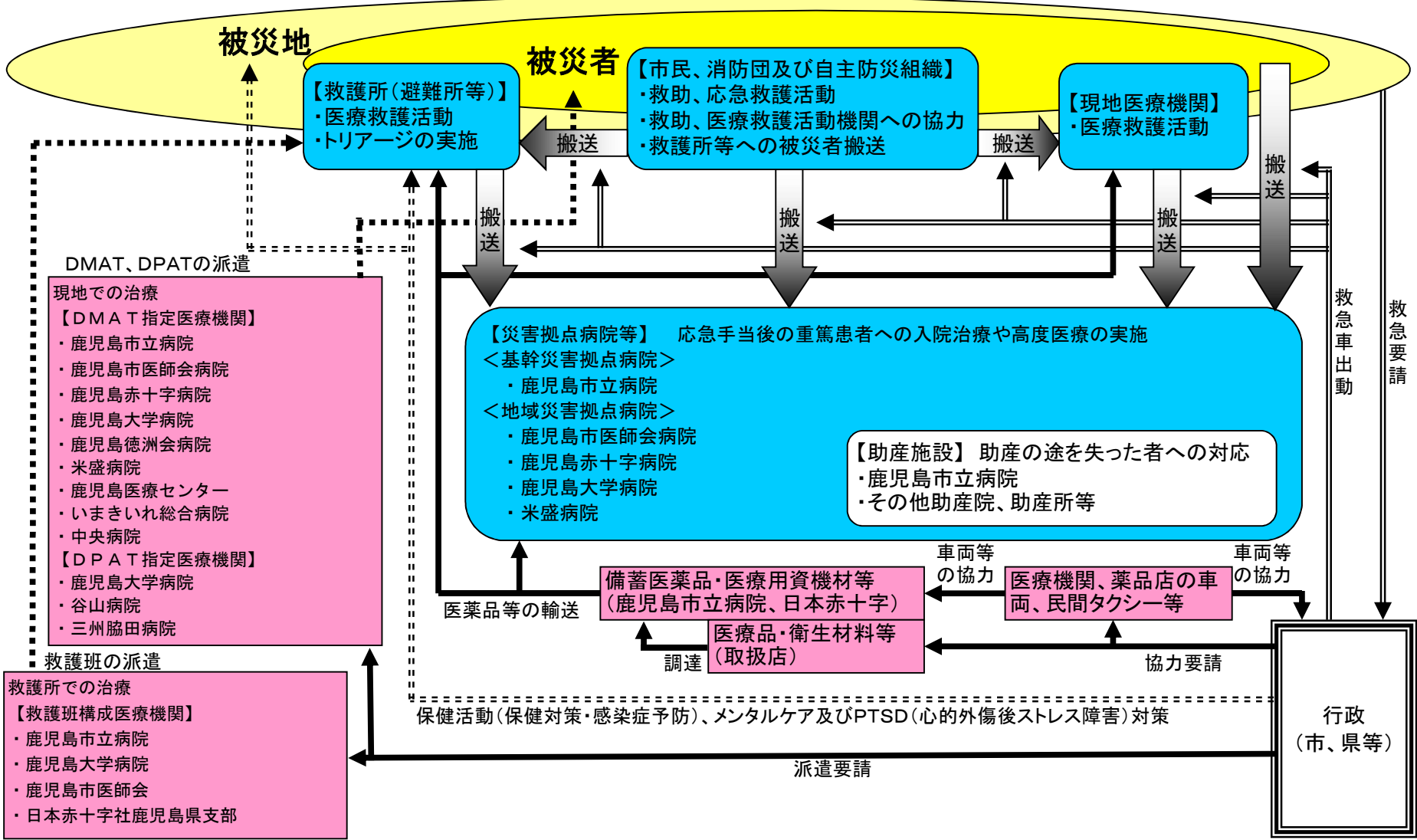


# 鹿児島市保健医療圏(鹿児島市域)における災害医療連携体制



災 害 医 療 連 携 体 制 の 基 準 等

	被災地における救護	被災地における医療	重篤患者への医療	その他の医療	救急搬送
目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかな救急搬送要請</li> <li>○ 止血などの応急手当</li> <li>○ 人工呼吸などの心肺蘇生法の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急患者への応急治療に対応</li> <li>○ 救護所等における感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤患者への入院治療や高度医療に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害急性期の期間に医療が中断することで直ちに生命に危険が及ぶ者に対して、迅速に医療の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救急患者の搬送</li> </ul>
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急現場に居あわせた者</li> <li>・ 消防機関</li> <li>・ 自主防災組織</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地医療機関</li> <li>・ 救護所</li> <li>・ D M A T</li> <li>・ D P A T</li> <li>・ 保健所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島市立病院（基幹災害拠点病院）</li> <li>・ 鹿児島赤十字病院</li> <li>・ 鹿児島大学病院</li> <li>・ 鹿児島市医師会病院</li> <li>・ 国立病院機構鹿児島医療センター</li> <li>・ 済生会鹿児島病院</li> <li>・ 米盛病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工呼吸対応医療機関</li> <li>・ 在宅酸素療養対応医療機関</li> <li>・ 透析治療対応医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防機関及びその他車両等を有する部署</li> <li>・ 救急現場に居あわせた者</li> </ul>
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工呼吸や心臓マッサージによる心肺蘇生法、止血や傷口の応急手当など、被災地において必要な応急手当の知識を習得している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地又は被災地に近い場所で、救急患者の応急治療等を行うことができる。</li> <li>・ 救護所等における感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアへの対応ができる。</li> <li>・ 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。</li> <li>・ 医療に必要な資機材等を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地から救急搬送された重篤患者について入院治療することができる。</li> <li>・ 被災地での応急治療後に搬送されてきた重篤患者について、必要に応じた入院治療や高度医療ができる。</li> <li>・ 必要に応じて他の医療機関や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。</li> <li>・ 医療に必要な資機材等を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時において人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。</li> <li>・ 災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。</li> <li>・ 災害時において透析治療ができる。</li> <li>・ 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。</li> <li>・ 医療に必要な資機材等を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急患者を医療機関等へ搬送できる。</li> <li>・ 救急患者を搬送できる車両等を所有している。</li> </ul>

## 鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）の災害医療連携体制を担う施設基準

### 被災地における医療

- 被災地又は被災地に近い場所で、救急患者の応急治療等を行うことができる。
- 救護所等における感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアへの対応ができる。
- 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。
- 医療に必要な資機材等を保有している。

### 重篤患者への医療

- 被災地から救急搬送された重篤患者について入院治療することができる。
- 被災地での応急治療後に搬送されてきた重篤患者について、必要に応じた入院治療や高度医療ができる。
- 必要に応じて他の医療機関や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。
- 医療に必要な資機材等を保有している。

### その他の医療

- 災害時において人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。
- 災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。
- 災害時において透析治療ができる。
- 必要に応じて災害拠点病院や搬送機関との連携を図りながら、搬送についての判断や支援ができる。
- 医療に必要な資機材等を保有している。